

「極東開発グループにおける贈賄防止に関する基本方針」

主管部門 法務広報部

制定 2024年4月1日

改定 2025年3月20日

極東開発グループは、コンプライアンス体制の強化を経営の最重要課題の一つと位置付け、腐敗防止に関する活動に取り組んでいます。

そのような中で、公務員等への贈賄に関わる行為は、その公務の公正性や信頼を損ない、または公正な競争を阻害するものであり、その国の社会的、経済的、民主的な安定および持続的な発展を脅かすものです。

そのため、贈賄は、日本法や現地法において違法であることはもちろん、企業活動のグローバル化を背景に、第三国の法律に抵触することもあります。

贈賄で摘発された多くの企業は、多額の制裁金を課されるだけでなく、社会的にも厳しく非難されています。贈賄に関与することは、社会的信用の失墜を招き、企業の存立基盤をも揺るがす行為です。

当社グループは、上記の認識のもと、いかなる贈賄もこれを許容しません。各国の贈賄防止関連法令の遵守、ひいては腐敗の防止ならびに公正な事業慣行の確立および維持に資することを目的とし、以下のとおり「極東開発グループにおける贈賄防止に関する基本方針」を定めます。本基本方針は当社グループで働く全ての従業員等に周知され、全ての従業員等は本基本方針に従わなければなりません。

記

第1条 贈賄行為の禁止

「極東開発グループ行動綱領」において定めているとおり、当社グループは、違法、反競争的、反社会的な贈賄という犯罪行為に反対し、接待・贈答・寄付等を装った贈賄、起用するエージェント・コンサルタント等の社外関係者を通じた間接的な贈賄も含め、かかる違法行為は一切行いません。

第2条 厳正な対処

当社グループは本基本方針を堅持し、これに反する行為には厳正に対処します。

本基本方針その他関連規程では、贈賄への関与を一切禁止し、これに違反した場合は、解雇を含む懲戒処分の対象となることを明確に定めています。

第3条 贈賄防止のための体制および取り組み

本基本方針を周知徹底し実効あるものとするために、当社グループは以下のような体制のもと、必要な取り組みを行います。

1. リスク管理の体制

当社グループは、贈賄等の違法行為を未然に防ぐため次の①から③に掲げる各社の施策の推進、監督を行うとともに、適宜、体制や制度を見直し、改善します。また、万一問題が起きた場合には、取締役会においてその対処や再発防止策等を検討、決定します。

- ① グループ各社、各事業における贈賄リスクの定期的な評価および防止体制の構築
- ② 社内研修等による本基本方針の遵守の徹底
- ③ 内部監査による本基本方針の遵守の定期的な確認

2. 倫理相談窓口（内部通報制度）

当社グループは、不正、違法または企業倫理上問題がある行為が行われている、または行われる可能性があると思われる場合、あるいは自らが行わなければならない事態に陥った場合で、直属の上司に報告または相談できないときであっても、内部監査部門や外部窓口となる弁護士等に報告または相談することが可能な倫理相談窓口（内部通報制度）を設置しております。相談者等に関する秘密は守られ、相談窓口の利用によって不利な取扱いを受けることはありません。贈賄に関する問題についてもこの窓口利用の対象となります。

3. 社外関係者起用の際の手続き

他社の海外贈賄事件においては現地のコンサルタント等の第三者を通じての贈賄のケースが多数あることに鑑み、グループ各社が起用するエージェント・コンサルタント等、外国公務員等との接点を持つ社外関係者について、起用時および起用後のチェックを強化するとともに、起用契約の中に贈賄防止条項を規定するように努めます。

4. 取引先への周知

当社グループでは、取引先に対して「極東開発グループ サステナブル調達ガイドライン」を策定しており、本ガイドラインにて贈賄・腐敗の防止を明示しています。また、取引先との定期的なコミュニケーションを通じて贈賄・腐敗の防止の周知を徹底します。

以上